

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年4月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づき「ペットボトルの循環型リサイクル施設」に係る条例見解書の写しを縦覧を次のとおり行います。

\* なお、条例見解書とは条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

- 1 指定開発行為者  
東京都港区虎ノ門1-18-1  
株式会社 ペットリバーズ  
代表取締役社長 稲田 修司
- 2 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
ペットボトルの循環型リサイクル施設  
(2) 種類  
・ 工場又は事業所の新設（第3種行為）  
・ 廃棄物処理施設の新設（第2種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市川崎区扇町12番1号
- 4 指定開発行為の目的及び内容  
(1) 目的  
ペットボトルの循環型リサイクル施設の建設  
(2) 内容  
ア 区域面積 52,670 m<sup>2</sup>  
イ 土地利用計画  
(ア) 建築物 6,801 m<sup>2</sup>  
(イ) 屋外施設 8,668 m<sup>2</sup>  
(ウ) 緑化地 13,330 m<sup>2</sup>  
(エ) 通路・駐車場等 23,871 m<sup>2</sup>  
ウ 処理施設計画  
(ア) 処理設備・工程  
(ペットボトル破碎工程、異種プラスチックその他分離工程、フレーク解重合工程、着色物・イオン除去工程、BHE T結晶析出・固液分離工程、BHE T蒸留精製工程、溶融重合工程、固相重号工程、エチレングリコール蒸留精製工程、BHE Tフレーク工程)  
(イ) 処理能力 83.5 t/日
- 5 条例見解書の写しの縦覧期間、時間及び場所  
(1) 縦覧期間  
平成14年4月22日（月）から平成14年5月21日（火）まで  
(2) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日は除きます。  
(3) 縦覧場所  
川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
- 6 条例公聴会開催の申出  
条例準備書関係住民及び指定開発行為者から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、速やかにこれを開催します。  
条例公聴会開催申出書の提出締切日は平成14年5月21日（火）です。  
(郵送の場合は、5月21日の消印有効)  
申出の用紙はそれぞれの縦覧場所に用意してあります。
- 7 申出書提出先・問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局環境評価室 電話200-2156